

登録速報（適用拡大）

農 薬 名：エミリアフロアブル
登 録 番 号：第24240号
適用拡大登録日：2020年2月26日

適用拡大登録内容

農薬登録申請書第7項に以下の内容を追加・変更し、【変更後】のとおりとする。

- ・ 希釈倍数「8倍」、使用液量「0.8L/10a」を追加する。
- ・ 希釈倍数「250倍」、使用液量「25L/10a」を追加する。
- ・ フルピリミンを含む農薬の総使用回数を「3回以内（直播での種時又は移植時までの処理は1回以内、本田では2回以内）」に変更する。

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フルピリミンを含む農薬の総使用回数
稲	ウカ類	1000倍	60~150 L/10a	収穫7日前 まで	2回 以内	散布	3回以内(直播での種 時又は移植時までの 処理は1回以内、 本田では2回以内)
	ツグヨコバエ	250倍	25L/10a				
	カムシ類	8倍	0.8L/10a			無人航空機 による散布	

※当該変更に伴い、農薬登録申請書第8項を以下の通りに変更する。

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 使用の際は容器をよく振って均一な状態にして使用すること。
- (3) 散布液調製後はそのまま放置せずできるだけ速やかに散布すること。
- (4) 本剤を無人航空機による散布で使用する場合には次の注意事項を守ること。
 - ① 散布液の飛散によって他の動植物等への危被害あるいは自動車の塗装などへ被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物

件に十分留意すること。

②微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。

③各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。

④散布中薬液の漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。

⑤散布終了後は次の項目を守ること。

a) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使い切ること。

b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は、河川等に流さないこと。

(5) 本田の水稻に対して希釈倍数 250 倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を用いること。

(6) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。

(7) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないよう注意し、特に初めて使用する場合には病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。